

議案第17号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等
通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第17号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等
通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説
明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

本条例は、令和8年4月から全市町村で実施することとなる、通
称“こども誰でも通園制度”の給付費の支給のための基準条例を新
たに定めるものとなります。

資料2ページ、目次の流れに沿ってご説明いたします。

資料3ページをお願いいたします。

条例制定の経緯ですが、令和8年4月から当該事業を実施するた
め「大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例」を制定し、実施事業者の認可作業を進
めているところですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する
法律では、利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定め
られており、市町村は、給付費の支給のための確認手続を行うた

め、先の条例に加え、当該事業の運営に関する確認基準に関する条例を定める必要があることから、本市における実施施設の運営に関する確認基準を定めるものです。

資料4ページをお願いいたします。

制度の位置付ですが、これまでは就労要件等がなく家庭保育されていた低年齢児の子育て家庭でも利用できる制度として創設されたものです。

資料5ページをお願いいたします。

制定済の認可基準及び本議案の確認基準について根拠法令等を記載しております。確認基準で主に定める内容として、利用定員に関する基準や運営規程等があり、各施設が給付対象施設・事業者として適格かを確認することとなります。

資料6ページをお願いいたします。

国の定める基準の中で必ず適合しなければならない「従うべき基準」と十分に参照しなければならない「参酌すべき基準」の主なものを表記しております。下線部の利用定員に関する基準と運営規程については、9ページでご説明いたします。

資料7ページをお願いいたします。

条例の概要ですが、1つ目の条例の名称、2つ目の条例の趣旨は

記載のとおりですが、子ども・子育て支援法第44条から第54条までは、特定地域型保育事業者の責務や認可基準等を定めており、当該基準等が特定乳児等通園支援事業者にも準用されています。

資料8ページをお願いいたします。

条例の内容ですが、「特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。」とする一般原則の他、利用定員に関する基準、運営規程等を定めるものです。

施行日は、令和8年4月1日からとなります。

資料9ページをお願いいたします。

条例で定める主な基準ですが、利用定員に関する基準として、特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めることといたします。運営規程は、事業の目的及び運営の方針、職員の職種、数及び職務の内容や緊急時における対応方法等を定めることといたします。利用定員に関する基準、運営規程も含め、従うべき基準、参酌すべき基準ともに、国の定める基準と異なる基準とする特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準どおりとしま

す。

資料10ページ及び11ページをお願いいたします。

条例の構成については、記載のとおりとなります。

資料12ページをお願いいたします。

今後のスケジュール予定ですが、1月までに民間事業者を対象とした認可基準や認可申請方法等の説明会を開催し、現在も認可申請の受付中となりますが、確認申請の仮受付と認可と確認について、審査部会に諮ったうえで、今月中に設置認可及び確認を行い、4月から事業を実施していく予定です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。